

堺障援第3608号
令和2年3月19日

各指定生活介護事業所管理者様
各指定自立訓練事業所管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う
居宅等における支援の取扱いについて

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年3月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」が示されました。

つきましては、本市において、生活介護事業及び自立訓練事業に係る居宅等における支援の取扱いについて下記のとおりとしますので、ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 生活介護事業所、自立訓練事業所に係る居宅等における支援の取扱いについて
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から生活介護事業所又は自立訓練事業所が自主的に休業している場合であって、当該通所サービス事業所の職員により、利用者の居宅等においてできる限りの支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。
 - (2) 自主的な休業はしていないが、感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービス事業所におけるサービスの提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅等のできる限りの支援を両方行った場合は、これら①と②のサービスを適宜組み合わせることも可能とします。
 - (3) (1) 及び (2) については、居宅等で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整え、**利用者の居宅等を訪問し支援を行う旨を個別支援計画として位置づけた上で、できる限りのサービスを提供した場合は、報酬を算定してください。**
2. 算定方法について
 - (1) サービス提供を行った日について日中活動系サービスの報酬区分を算定する。
 - (2) ただし、訪問による自立訓練を行っている場合については従前どおり自立訓練における生活訓練サービス費Ⅱ又は機能訓練サービス費Ⅱで算定してください。

(3) なお、当該利用者に対して1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合においても、1日の報酬で算定するものとする。

※ なお、本取扱いは、厚生労働省から新型コロナウイルスへの対応に伴う報酬等に関する新たな取扱いが示された場合には、変更することがあります。

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部
障害者支援課 藤井、増田(有)
TEL : 072-228-7510
FAX : 072-228-8918